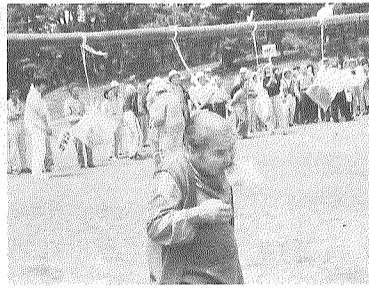
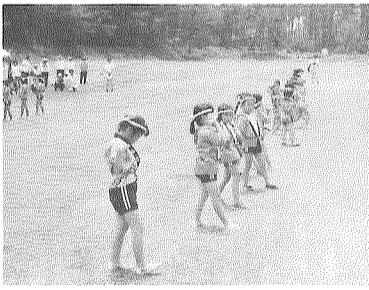


(題字: 大久保景明先生書)

# 緑の芝にふれあいの花咲く

## 老人体育祭と身障者・スポーツ大会



懐古主義ではありませんが、単なる「受益者」になつてゐるわけです。ふた昔前は、よく隣近所でおかずの交換をしました。ついでに上り込んでお茶を飲めば、奥にいるお年寄りや幼児にも声をかけることになります。つまり、お互いが関心を持ち合い、もたれあって「生きていたと言えます。ヒソヒソと噂されるのはイヤしかたなく老人同志で集まり、しかたなく立つ娘さんや青年、若さが匂い立つ娘さんや青年、生き力がみなぎる奥さんたち、手にされないのは、なお辛いものです。

お年寄りは、常に会話を求めています。その相手は家族だけではありません。近所のわんぱくボウズ、ゲートボールや民謡に一時を忘れて、果たしてそれで安らぎや充実感が充分得られるでしょうか。

お年寄りは、常に会話を求めています。その相手は家族だけではありません。近所のわんぱくボウズ、ゲートボールや民謡に一時を忘れて、果たしてそれで安らぎや充実感が充分得られるでしょうか。

二人が運んだバルーンを大きくふくらませていたものは、「ふれあい」という気体だったのか知れません。

### 海の記念日

7月20日は、「海の記念日」

です。また、7月31日までの12日間が海の旬間となつており、全国的に海事思想の普及にかかる行事が展開されます。当町においても海の絵画展などの諸行事が行なわれます。

### 世代間の交流で 住みよい町を

最近、地域の連帯感が薄れてきたといわれています。

この原因は、若い層を中心

生活意識・価値観が変化し、他

人にわざわざされない都市的な

生活を最良のものと考えられ

なり、地域社会(近隣・部落)

会への関心や依存度が、少

なくなってきたからと考えられ

ます。

このため従来、地域社会で解

決できたことも行政の仕事にな

ってきています。道路に犬猫の

死骸がいつまでもさらされてい

たり、近くの公園の草が、伸び

放題になつてきているのがその例と

れます。

そのため従来、地域社会で解

決できたことも行政の仕事にな

ってきています。道路に犬猫の

死骸がいつまでもさらされてい

たり、近くの公園の草が、伸び

放題になつてきているのがその例と

れます。

このため従来、地域社会で解

決できたことも行政の仕事にな

ってきています。道路に犬猫の

死骸がいつまでもさらされてい

たり、近くの公園の草が、伸び

放題になつてきているのがその例と

れます。





## お あ ら い

# 人権擁護委員つて 知つてますか

このほど法務省から、祝町1区の寺門昭三さん(61歳)が、磯浜地区の人権擁護委員として委嘱されました。これは、前任の高木一郎さんは元役場の住民課長。63年の4月に退職されて現在に至っています。なお、小野瀬義作さんと田口茂さんは、留任されています。

## ◇「人権侵害」ってなんだ?

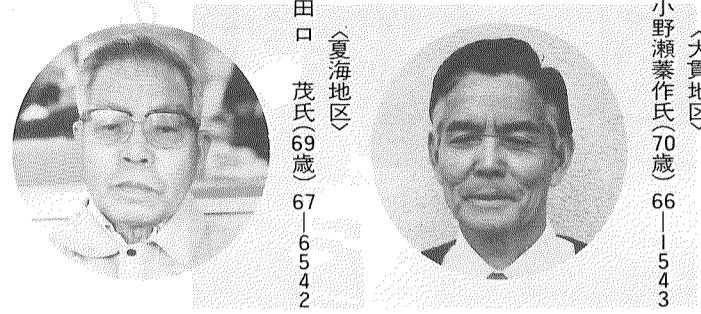
憲法第11条で、基本的個人権が全ての国民に保障されているように、「人権擁護」は住みよい社会づくりへの第一条件と言えます。極端にいえば、法律は人権を守るために手だてに過ぎません。

人権侵害は、残念ながら少なくありません。借地・借家・公害・いじめ・体罰・差別・虐待などさまざま、警察官から不当な取扱を受けた時や、変なウワサをたられ、名譽や信用を傷つけられた時なども人権侵害に当ります。

## ◇人権擁護委員つてナニする人?

人権擁護委員は、文字どおり人権が守られているかどうかの監視人といえます。もし人権侵害があった場合は、相談相手になつて適切な処置がとれることになつてきます。年4回、役場で「人権法務相談所」が開設されますが、これは委員の皆さんのが相談相手となります。(うち2回は弁護士同席)

困りごとがありまつたら、お気



## 大洗町の人権擁護 委員の皆さん

寺門昭三氏(61歳) 67-5388  
(磯浜地区)

田口茂氏(69歳) 67-6542  
(夏海地区)

小野瀬義作氏(70歳) 66-1543  
(大賀地区)



軽にご相談下さ  
い。委員さんは  
いつでも相談に  
乗ってくれます。  
もちろん、プラ  
イバシーは厳重  
に守ってくれま  
す。なお、役場  
の窓口は広報公  
聴室です。そ  
の活動の一例を  
紹介しますよ。



お母さんはいじめっ子の家を訪ね  
どうか「いじめ」をやめてくれと頼んだのですが……

それは子供どうしの  
問題でしょ!?

子供のことに親が  
出でくるなんて  
どうかしているわよ  
フン!!

いじめの問題には、お互いに他人への  
思いやりが一番大切なことなんですね

人の心というものは機械のように部品を  
取り替えれば直ったり良くなったりと  
いうものではありませんからね……

今回の件につきましては  
法務局と打ち合わせを  
しまして、最善の解決法と  
思われる手段を取ります  
から、ご安心ください

そして、その後、人権擁護委員は学校・PTA・  
当事者などに会い、いじめの実態を説明し  
理解を求め、幾多の困難を乗り越え……  
関係者の協力を得て、先生などの指導によって  
「いじめ」は解決し、よわむし君は今、明るく  
登校しているのでアリマス

——いじめをなくそう  
他人に対する思いやり  
大切にしたいですね

自分たちで出来ると思われることをすべて

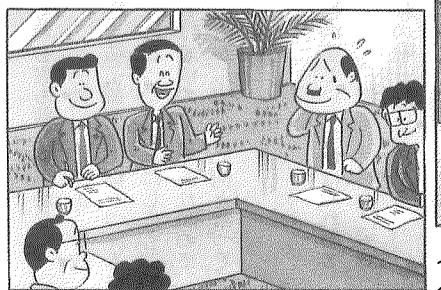
やつたのに解決しません。よわむし君一家は

毎日毎日がつらい生活でした

ワラにもすがる気持ちで  
ポスターを頼りに人権擁護委員  
を訪ねました

と  
そ  
ん  
な  
とき

どうかよろしく  
お願いいたします



人権に関する困りごと、心配ごとは、お近くの  
人権擁護委員にお気軽にご相談ください

# 合同町政懇談会 開催される

（回答）町長

恒例の、町内会長・区長・納税組合長の合同町政懇談会議が6月2日（金）に文化センター大会議室で開かれました。

会議には町内会長など187名の皆さんと、町執行部側から竹内町長ほか全管理職、町議会側からも和田俊雄議長はじめ、ほとんどの議員さんが出席しました。

冒頭あいさつに立った竹内町長は「アジアレスリング大会、電子顕微鏡国際会議と大きなイベントが予定され、大洗町は各方面から注目されている。一方、ゴミ焼却場や広域下水道、マリーナの建設など政治課題もあり、何としても実現を図る決心でいる。これらは当町が飛躍発展するための条件と考えている。そのためには、地域のリーダーたる皆様のご協力をぜひともお願いしたい。」と述べました。

「行政報告」で各種の催しや、町民挙げての大掃除などを担当課長が詳しく説明した後、和田町議会議長が座長となつて懇談に入り、活発な意見交換がされました。

○町内会長の連合会を組織したらどうか。

（回答）町長

前向きに考えたいが、その前に議員が町内会長を兼務することのはずだ。

○明神町地区公園の除草をお願いしたい。

（回答）都市計画課長

すでに業者に発注済みなので、近日中に作業が行われる見込み。

○広報紙の表紙を配布して欲しい。

（回答）広報公聴室長

過去に100号（昭和55年4月）を記念して、厚紙製の表紙を全世帯に配布したが、ご意見のとおり改めて配布する時期かも知れない。次年度の予算で検討したい。

○祝町地区に集会場を。

（回答）町長

適当な土地がないので、現在消防団詰所との兼用が法的に可能かどうかを検討している。

○町民憲章の実践が必要。

（回答）町長

すでに役場での管理職会議や一部の団体では、開会前の唱和を実践している。時間もかかるが地道に広めていきたい。

（回答）町長

（金百円相当）

○ふるさと創生資金一億円の使いみちについて。

（回答）町長

（金拾五万円相当）

○葬儀の簡素化が崩れてきているが、見直す時期ではないか。

（回答）町長

（金五百円也）

○広報無線が聞こえないなど。

（回答）町長

（金四拾万円相当）

○大洗町総合運動公園建設事業の一部として。

（回答）町長

（金拾万円也）

○大洗小学校の教材費として。

（回答）町長

（金百万円也）

○大洗ターミナル株式会社の運動施設として。

# 寄附

一、金百円也  
水戸市見和二一一九八一五  
大賀小学校の教材費として。  
萩浦恵子殿

古くてもこまめな手入れがいき届いている家を見ると、住んでいる人の律儀さと優しい心根をつかえるのです。これは「逆もまた真なり」で、学校の校舎があちこち壊れ、ベンキがばげ落ちたままだとしたらどうでしょう。隙間から吹きこんだ冷たい風は、子供たちの心までカラカラに乾かしてしまっかも知れません。

大洗町建設工業会（庄司治三郎会長）では、町内小中学校校舎の修理奉仕を続けてきましたが、今年も6月4日（日）に会員11名が参加し、一中の格技場や教室周りの補修に汗を流してくれました。

（回答）町長

（金拾五万円相当）

（金五拾万円相当）

## お あ ら い

△有料期間	平成元年7月22日～8月20日
△大洗都市公園区域内	県立大洗海滨公園内
△駐車料金	(消費税含む) ○大型車 8百20円 ○中型車 6百20円 ○原付自動二輪 2百10円
△有料駐車場	県営駐車場 大洗マリンタワー
△有料駐車場	町営駐車場

海水浴シーズンを迎へ、町では県立海滨公園及び県有(県から町が委託管理)の駐車場に、例年どおり有料期間を設けます。

町民の皆様には、何かと不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご協力をお願い申し上げます。

なお、本年度から消費税導入により、駐車料金が変更になります。

△有料駐車場

午前8時～午後5時

午前6時～午後4時

午前0時～午後4時

▼日曜日

▼土曜日

午前8時～午後5時

午前6時～午後4時

午前0時～午後4時

△有料時間

△有料時間